【健保】ご家族が就職された時の手続きについて

扶養に入られていたご家族が就職され、就職先の健康保険証が発行された場合は、健康保険の扶養からはずす手続きが必要です。すみやかに手続きをお願いいたします。

〇健保ＨＰ→就職した家族を被扶養者から外す時  
<https://www.asahigroupkenpo.or.jp/application_categories/tetsuzuki_fuyoukazoku/>

ご家族の就職のほか、雇用形態の変更による収入増加等により勤務先の健康保険に加入する場合もありますので、状況を確認の上、ご家族の健康保険が二重加入

（アサヒグループ健保組合と当該勤務先）とならないよう速やかにお手続きください。

◆手続きについて

**「健康保険被扶養者（異動）届」**に、健康保険証、資格確認書を添えて、会社の総務等社会保険担当者を経由して健保組合へ提出をお願いいたします。  
　　　  
　〇ご提出先一覧　↓  
<https://www.asahigroupkenpo.or.jp/wp-content/uploads/toiawasesoufusaki_ichiran.pdf>

◆就職先の健康保険へ資格が変更される前に、病院で診療を受けるとき

一旦１０割を負担し、後日、就職先の健康保険組合へ還付申請をして、７割額の返金を受ける等で、ご対応をお願いいたします。

就職後は、当健保組合の健康保険証、資格確認書はご使用されないようお願いいたします。資格喪失後に当健保組合の健康保険証を使用して医療機関を受診された場合は、後日、当健保組合の負担分（総医療費の7割）を返納していただきますのでご注意ください。

　　　　